

【居住環境学コース】

■ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

前期博士課程、及び後期博士課程ともに、所定の期間在学して、生活科学研究科が教育の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位数を修得するとともに、論文審査又は特定の課題についての研究の成果の審査、及び最終試験に合格し、以下のような能力の基準を満たした学生に学位を授与する。

- ・現代社会の生活問題に対して、生活者の視点から、学際的・複合的な問題解決能力を持っていること。
- ・生活問題を実験・調査・フィールドワークなどによって解決する実践的能力を持っていること。
- ・高度な専門研究や学際的総合研究のために必要な能力を身につけ、それらを発信するためのプレゼンテーション能力、さらに国際的コミュニケーション能力を発展させる基礎力を獲得していること。
- ・前期博士課程にあつては、生活科学の視点に立った学識を備え、専門分野における研究能力または高度な専門性を必要とする職業人としての能力を身につけていること。
- ・後期博士課程にあつては、高度な専門研究や学際的総合研究のための能力を有し、研究者として自立して研究活動を行うことができるような能力と学識を身につけていること。

■ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人間の生活とフィジカルな環境との相互関係における諸問題を「居住」を軸に捉えて、快適で安心な居住環境の創造と提供が可能で、実践的能力と国際的な発信力を備えた人材を養うために、居住環境文化学、居住環境工学、居住環境材料学、居住空間計画学、居住生活学、居住空間設計学、居住安全人間工学、福祉居住設計学の8教育研究分野を柱とするカリキュラムが、それぞれ関係性を有して有機的に構築されている。主体的な学びを実践できるように、各分野は具体的に以下のようなカリキュラムとなっている。

居住環境文化学、及び居住生活学では、人文社会科学的アプローチから居住空間の諸形態の歴史的変遷や現代社会における住生活の諸問題を考察するとともに、それが居住環境に及ぼす影響や役割など、本講座の根幹をなす基礎知識とそれに必要な研究方法論を教授する。

居住環境工学、及び居住環境材料学では、自然科学的なアプローチから地球環境問題への技術的対策を考察し、その解決に必要な環境負荷や維持保全などに関する工学的な知識とそれに必要な技術論を教授する。

居住空間計画学、居住空間設計学、及び福祉居住設計学では、建築計画的なアプローチから住宅デザイン・まちづくり・高齢者や障害者の福祉施設設計などの計画理論を考察し、実践的な建築デザイン技術を教授する。

居住安全人間工学では、人間工学的なアプローチから居住環境における心身能力や機能性を考察し、ユニバーサルデザインや防災安全対策などに関する基礎的知識や応用技術を教授する。

なお、前期博士課程にあつては、現代社会における居住環境課題に総合的かつ戦略的に対応できる高度な専門知識と居住環境学関連分野で活躍できる技能を養成する。

また、後期博士課程にあつては、現代社会における居住環境問題を自立して解決でき、大学等の研究機関で活躍できる研究能力を養成する。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

居住環境学コースは、下記 1～3 のいずれかを備えた人材を求め、一般、外国人留学生、社会人、それぞれを選抜する。

1. 居住環境に関するさまざまな課題に強い関心と深い知識を持ち、居住環境を創造的かつ論理的に発展させようとする人
2. 居住環境を取り巻く社会問題や環境問題などを解明し、その解決方法を探求しようとする人
3. 居住環境に関する実践的活動に関心を持ち、あるいは実践しているもので、その実践の体系化やいっそうの展開を行おうとする人

(1) 前期博士課程

選抜においては、居住環境に関する基礎的知識、志望する専門分野の知識、及び英語力を筆答試験によって判定する。また志望する専門分野に対する知識、関心、意欲等を口述試験によって判定する。

上記に加え、外国人留学生の選抜においては、筆答試験によって修士論文を執筆できる日本語または英語力を有するかどうかを、また口述試験によって日本語または英語によるコミュニケーション能力を判定する。

社会人の選抜においては、入学願書とともに提出される研究計画書にもとづいた口述試験により、職業その他の社会的実務経験をふまえた研究遂行能力についても判定する。

(2) 後期博士課程

後期博士課程においては、最先端の知識をもった研究者の育成、または専門知識をも

とに居住環境にかかわる社会の第一線で活躍できる優れた人材の養成に主眼をおくため、選抜に際しては、博士前期課程で身につけた専門知識、研究課題設定能力、研究遂行能力について、修士論文を中心としたこれまでの研究成果の発表を含めた口述試験にて判定する。

選抜においては、外国語力を筆答試験によって判定する。

外国人留学生の日本語能力については、入学願書とともに提出される日本語の能力証明書により担保する。

社会人の選抜においては、職業その他の社会的実務経験をふまえた研究遂行能力についても、口述試験によって判定する。